

平成26年6月10日

地方裁判所事務局長 殿  
家庭裁判所事務局長 殿  
地方検察庁事務局長 殿  
弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 吉 崎 佳 弥

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成26年度採用予定司法修習生（第68期）は、平成26年11月27日採用の予定であり、修習日程を別紙1のとおりとしますので、よろしくお取り計らいください。

第68期司法修習においては、本日付け司法研修所長事務連絡でお知らせしたとおり、司法修習開始直後に導入修習を実施することになり、これに伴い、第67期司法修習の修習日程から相当の変更がありますので、御注意ください。なお、この日程は、本年3月に司法研修所で実施した司法修習生指導担当者協議会においてお知らせしたものと同じです。

その他、修習地については別紙1のとおりであり、第67期司法修習から変更はありません。また、選択型実務修習及び集合修習について、先に集合修習を行い、後に選択型実務修習を行う各配属庁会をA班とし、逆に、先に選択型実務修習を行い、後に集合修習を行う各配属庁会をB班として実施すること、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津及び和歌山をA班とし、それ以外の各配属庁会をB班とすることについても、第67期司法修習から変更はありません。

あわせて、実務修習期間中の自由研究日の運用についても、平成18年4月17日付け司法研修所長書簡の運用基準等（その内容は別紙2を参照）に変更はなく、

分野別実務修習及び選択型実務修習期間中に7日間を限度（ただし、平成27年1月18日の自由研究日を除く。）として与えることとします。

なお、第67期司法修習まで分野別実務修習期間中に実施していた民事裁判及び刑事裁判の間研起案及び講評並びに検察一斉起案及び講評（いずれも第1から第4までの各クール）については、第68期司法修習においても引き続き実施する一方、民事裁判及び刑事裁判の導入起案及び講評（第1クール及び第2クール）、検察派遣講義（第1クール）、弁護士出張講義（第1クール及び第3クール）並びに弁護士導入講義（第1クール）については、第68期司法修習においては実施しないこととします。

末筆ながら、修習日程等についての御連絡が大幅に遅れたことにつき、お詫びいたします。

敬 具

## (別紙1)

## 第68期 修習日程

修習区分	A班			B班			
	修習期間		移動日	修習期間		移動日	
導入修習			26.11.27(木)～ 26.12.1(月)※5日			26.11.27(木)～ 26.12.1(月)※5日	
	開始日	26.12.2.(火)		開始日	26.12.2.(火)		
	終了日	26.12.22.(月)		終了日	26.12.22.(月)		
	実日数	15		実日数	15		
			26.12.23(火)～ 26.12.27(土)※5日			26.12.23(火)～ 26.12.27(土)※5日	
分野別実務修習	第1クール	開始日	27.1.5.(月)		開始日	27.1.5.(月)	
		終了日	27.3.1.(日)		終了日	27.3.1.(日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第2クール	開始日	27.3.2.(月)		開始日	27.3.2.(月)	
		終了日	27.4.22.(水)		終了日	27.4.22.(水)	
		実日数	38		実日数	38	
	第3クール	開始日	27.4.23.(木)		開始日	27.4.23.(木)	
		終了日	27.6.19.(金)		終了日	27.6.19.(金)	
		実日数	38		実日数	38	
	第4クール	開始日	27.6.20.(土)		開始日	27.6.20.(土)	
		終了日	27.8.13.(木)		終了日	27.8.13.(木)	
		実日数	38		実日数	38	
選択型実務修習及び集合修習			27.8.14(金)～ 27.8.16(日)※3日				
	集合修習 開始日	27.8.17.(月)		選択型修習 開始日	27.8.14.(金)		
	終了日	27.9.30.(水)		終了日	27.10.1.(木)		
	実日数	30		実日数	32		
			27.10.1(木)～ 27.10.4(日)※4日			27.10.2(金)～ 27.10.4(日)※3日	
	選択型修習 開始日	27.10.5.(月)		集合修習 開始日	27.10.5.(月)		
	終了日	27.11.17.(火)		終了日	27.11.17.(火)		
	実日数	30		実日数	30		
自由研究日	27.11.18.(水)		自由研究日	27.11.18.(水)			

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

## 第68期 修習地

東京(立川支部を含む。), 横浜, さいたま, 千葉, 水戸, 宇都宮, 前橋, 静岡, 甲府, 長野, 新潟, 大阪, 京都, 神戸, 奈良, 大津, 和歌山, 名古屋, 津, 岐阜, 福井, 金沢, 富山, 広島, 山口, 岡山, 鳥取, 松江, 福岡, 佐賀, 長崎, 大分, 熊本, 鹿児島, 宮崎, 那覇, 仙台, 福島, 山形, 盛岡, 秋田, 青森, 札幌, 函館, 旭川, 釧路, 高松, 徳島, 高知, 松山

(別紙2)

1 自由研究日等の運用基準

(1) 実務修習中の自由研究日は、次のとおりとする。

ア 新司法修習では、夏期自由研究日を廃止し、分野別及び選択型実務修習期間中に7日間を限度として、自由研究日を司法修習生に与えることとし、配属庁会間の協議により日程を定める。

イ 現行型司法修習では、10日間を限度として自由研究日を司法修習生に与えることとし、うち5日間を夏期(7月20日から8月31日まで)に当て、その余の5日間をその他の期間に当てることとし、配属庁会間の協議により日程を定める。

(2) 自宅起案日は、修習指導担当者が出張等で不在になるなど、真に必要性のある場合に限り与えることとし、当該日の修習に相当する程度の事前課題の指示と、その指導を行うこととする。

(3) 修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日は、廃止する。

(4) 集合修習期間(現行型司法修習の前期・後期修習期間を含む。)における自由研究日は、カリキュラム編成の中で定める。

2 自由研究日の運用について

(1)について

これまで、自由研究日は、その設定権者が誰であるか不明確であったため、配属庁会がその設定権者であることを明確にした。

これまで、司法修習生に与えられる自由研究日の日数は、配属庁会又は指導担当者の実情に応じて設定されていた。その結果、司法修習生の間で実質的な修習をした期間に不均衡が生じる例も見受けられたところである。そこで、自由研究日の日数は、各司法修習生に対し一律に定め、配属庁会間で協議の上、日程を定めることとした。自由研究日の定め方は、例えば、新司法修習におけ

る7日間の自由研究日の場合は、年末年始に2日、その他で5日などと配属庁会で同一の日に設定する、又は修習単位ごとに数日ずつ配分し、具体的な日は各配属庁会で定めるなど、いずれの方法で設定しても差し支えない。

なお、新司法修習では、従前、夏期自由研究日を設定していた7月20日から8月31日までの期間は、選択型実務修習期間又は集合修習期間と重なり、配属庁会による一律の設定は難しくなることから廃止することとした。

(2)について

指導担当者の個別の事情により、やむを得ず出席を要しない日を設定する必要性が生じた場合、(1)により、自由研究日の設定はできないことになるが、特に弁護士事務所の指導担当弁護士においてそのような事情が生じた場合、修習に当てられる期間が短くなっていることを踏まえて、相応の課題を与えて自宅起案日とすることとした。

(3)について

従来、裁判所と検察庁の土曜日の一部の閉庁に対応して、修習指導担当者の個別判断により出勤することを要しない日として認めていたものであるが、導入時の趣旨を超えた適切でない運用がみられないではないことから、これを廃止した。今後は、修習指導担当者のやむを得ない理由により、修習をさせられない場合には、自宅起案日を利用していただくことになる。

(平成18年4月17日地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長宛て司法研修所長書簡から抜粋)